

## 清須市公告第25号

次のとおり事後審査方式一般競争入札に付します。なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年3月19日

清須市長 永田純夫

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札の名称

(仮称) 清須市保健センター等什器購入

#### (2) 数量、仕様等

別添「(仮称) 清須市保健センター等什器購入仕様書」、別紙1「什器一覧表」及び別紙2「平面図」で示す数量、仕様等とします。

#### (3) 納入場所

清須市役所

愛知県清須市須ケ口1238番地

#### (4) 納入期限

改修工事竣工後から令和9年3月31日まで

#### (5) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）における電子入札サブシステムにより実施します。

イ 電子入札システムは、以下のアドレスにアクセスし、利用規約及び操作手引書等を熟読して使用してください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDisplayForPub>

ウ 入札の実施については、清須市物品等電子調達実施要領により行います。清須市物品等電子調達実施要領、契約条項及びその他の書類は清須市ホームページ ([http://www.city.kiyosu.aichi.jp/jigyosha\\_joho/nyusatsu\\_joho/index.html](http://www.city.kiyosu.aichi.jp/jigyosha_joho/nyusatsu_joho/index.html)) から入手してください。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

オ 入札の回数は3回とします。

## 2 入札参加資格

本入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6・7年度及び令和8・9年度清須市入札等参加有資格業者名簿のうち、業務（大分類）「01 物品の製造・販売」、営業種目（中分類）「32 文房具・事務用機器」、取扱内容（小分類）「03 事務用家具」に登録されている者であること。
- (3) 入札参加申込日から本件の入札日までの間、清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号。以下「規程」という。）に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成25年5月24日付け清須市長・愛知県西枇杷島警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 愛知県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (6) 元請として、過去10年間（平成27年4月1日から参加申込する前日まで。以下同じ。）に、国及び普通地方公共団体（特殊法人等含む）に1件あたり2,000万円以上の本件と同様の納入実績（以下「納入実績」という。）があること（本店・他支店・他営業所等の実績を含む）。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けたものについては、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされていない者とみなします。

## 3 入札関係図書等の配布方法

設計図書等の配布は、次により行います。

### (1) 配布方法

あいち電子調達共同システム（物品等）の入札情報サービスからダウンロードしてください。

アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/public/pubTop.do?methodName=initDisplayForPub>

設計図書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

### (2) 問い合わせ先

452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地 清須市役所南館1階

清須市総務部財産管理課 電話（052）400-2911（代表）

E-mail : zaisankanri@city.kiyosu.lg.jp

### (3) 配布期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月3日（金）まで

#### 4 本公告及び設計図書に対する質問及び回答

(1) 本公告及び設計図書に対する質問は、清須市ホームページから質問書をダウンロードし、Emailで送信のうえ、電話で連絡してください。

##### ア 受付期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月3日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

##### イ 送信先

清須市総務部財産管理課

E-mail : zaisankanri@city.kiyosu.lg.jp

(2) (1)に対する回答は、清須市ホームページにおいて添付資料として公開します。

##### ア 公開期間

令和8年4月8日（水）から令和8年4月10日（金）まで

#### 5 参加申込の方法

入札参加を希望する者は、電子入札システムにより参加申込してください。期限までに申込がない場合は、本入札に参加することができません。紙入札による参加を希望する場合は、紙入札参加承認願を提出し、承認を受けたうえで、入札参加申込期限までに参加申込書を提出する必要があります。紙入札を希望する場合は、3(2)問い合わせ先に連絡してください。

##### (1) 入札参加申込期限

令和8年3月19日（木）午前8時30分から令和8年4月3日（金）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

#### 6 入札書の提出方法

電子入札システムにより提出してください。

##### (1) 提出期間

令和8年4月14日（火）午前9時から令和8年4月15日（水）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、休日を除いた日の午前8時から午後8時まで）

#### 7 開札予定日時及び開札場所

(1) 日時：令和8年4月16日（木）午前9時（予定）

(2) 場所：清須市役所総務部財産管理課

#### 8 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内の入札価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有することを確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札決定通知書を送信するものとします。

(2) 落札候補者は、開札日から3日以内に事後審査に必要な書類を持参により提出しなければなりません。ただし、最低の価格をもって入札した者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

郵便番号452-8569

愛知県清須市須ヶ口1238番地 清須市役所南館1階

清須市総務部財産管理課 電話(052)400-2911(代表)

イ 提出部数

1部

ウ 提出書類

(ア) 一般競争入札参加資格確認申請書

(イ) 納入実績についての契約書の写し

エ その他

提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

提出された書類は、原則として公表せず、また、無断で使用することはしないものとし、申請者に返却しません。

オ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者確認ができるまで、次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合、(2)中「開札日」とあるのは、「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。

(3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して6日(休日を除く。)以内にその旨を記した書面を郵送又は持参により提出しなければなりません。

## 9 入札保証金

免除

## 10 入札の無効

(1) 清須市契約規則(平成17年清須市規則第50号)第13条(入札の無効)及び清須市物品等電子調達実施要領第29条(入札の無効)に該当する入札は、無効とします。

(2) 本公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び清須市入札者心得書の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札及び代表者が変更されているにもかかわらず変更前の名義人のICカードを使用する等、ICカードを不正に使用して行った入札も無効とします。

## 11 契約

### (1) 契約書作成の要否 要

- (2) 本入札は、清須市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年清須市条例第51号）第3条に該当します。よって、開札後、落札者とは仮契約を締結し、市議会の議決後に本契約を締結するものとします。

## 12 契約保証金

落札者は、清須市契約規則第33条に基づく契約保証金を納めなければなりません。ただし、清須市契約規則第35条に該当する場合は免除とします。

## 13 支払条件

清須市物品購入契約約款の規定に基づき、支払うものとします。

## 14 特定の不正行為に対する措置

- (1) 本契約に関し、談合、贈賄等の不正な事実が判明した場合には、適正な金額による契約締結が阻害されたものとして損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求にあわせて本契約を解除することがあります。
- (2) 本契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約もしくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規定の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「清須市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、清須市は一切の損害賠償の責を負いません。

## 15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、清須市の工事等請負契約に係る指名停止の措置規程（平成17年清須市訓令第34号）に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) この公告に関する問合せ先  
清須市総務部財産管理課  
電話 052-400-2911(代表)